

広報



玄海



2月11日大串新田に飛来したマナヅル

CONTENTS

平成16年 第5回玄海町議会臨時会報告	2
委託料の試算表	3
国民年金制度一部変更・総務大臣表彰	4
預金保護Q&A	5
高齢者の交通事故防止	6
保健師だより	7
試験・募集・お知らせ	8~9
ツルが来た!!	10

vol. 67
2005. **2**

平成16年 玄海町議会第5回臨時会報告

平成16年第5回玄海町議会臨時会は、平成16年12月22日に開会され、市町村合併で唐津・東松浦広域市町村圏組合（以下「広域圏組合」と呼びます。）などが解散したことにより、新たに本町単独で行う介護保険事務に係る条例など13議案が原案どおり可決され、同日に閉会しました。審議された議案等は、次のとおりです。

条例制定など

■介護保険条例の制定

1月1日より始まった介護保険に関する事務を始めるために定めたものです。

■基金設置条例の一部改正

広域圏組合で管理していた「ふるさと市町村圏基金」を新たに「玄海町ふるさと市町村圏基金（五一、〇〇〇千円）」として受入れ、介護保険事務の円滑な運営のために「介護給付費準備基金（六、二二三千円）」を追加したものです。

補正予算など

■介護保険特別会計予算

1月1日より始まった介護保険事務の予算として、歳入歳出総額をそれぞれ一三二、二二六千円としたものです。

■一般会計補正予算（第6号）

○補正予算の総額
三二、〇四一十千円
（補正後の歳入歳出予算の総額）六、九〇五、八九四千円

○補正予算のおもなもの

- ・ふるさと市町村圏基金積立金 五一、〇〇〇千円
- ・戸籍情報システム機器購入費 二一、九四五千円
- ・介護保険特別会計繰出金 三二、八五九千円
- ・町道普恩寺く小加倉線改良工事請負金 一三、五一〇千円

事務委託協議

■上場地域農業開発事業に係る事務の委託について

上場地域農業開発事業に係る事務について規約を定め、唐津市に委託することとしたものです。

○17年度以降の委託料

- ◇基幹水利施設の管理に要する経費
平等割 5 %
受益面積割 95 %
- ◇事務にかかる経費
前記の経費の12 %を事業量であん分する。

■肥前斎場の管理運営に係る事務の委託について

肥前斎場の管理運営に係る事務について規約を定め、唐津市に委託することとしたものです。

○17年度以降の委託料

- ◇管理運営に要する経費
平等割 5 %
人口割 45 %
利用率割 50 %

■電子計算処理業務に係る事務の委託について

電子計算処理業務に係る事務について規約を定め、唐津市に委託することとしたものです。

○17年度以降の委託料

- ◇電子計算処理業務に関する経費
平等割 1 ～ 5 %
17年度から21年度まで年1 %の割合で増加する。それ以降は同じ。
- ◇利用料率割 99 ～ 95 %
17年度から21年度まで年1 %の割合で減少する。それ以降は同じ。
- ◇事務にかかる経費
前記により算定した額の2. 45 %

■消防に係る事務の委託について

消防に係る事務について規約を定め、唐津市に委託することとしたものです。

○17年度以降の委託料

- ◇消防業務に関する経費
平等割 1 ～ 4 %
17年度から20年度まで年1 %の割合で増加する。それ以降は同じ。
- ◇人口割 49 ～ 46 %
17年度から20年度まで年1 %の割合で減少する。それ以降は同じ。
- ◇基準財政需要額割 50 %
- ◇事務にかかる経費
前記により算定した額の2. 45 %

■ごみ処理業務に係る事務の委託について

ごみ処理業務に係る事務について規約を定め、唐津市に委託することとしたものです。

○17年度以降の委託料

- ◇ごみ処理業務の管理運営に関する経費
平等割 1 ～ 5 %
17年度から21年度まで年1 %の割合で増加する。それ以降は同じ。
- ◇投入量割 99 ～ 95 %
17年度から21年度まで年1 %の割合で減少する。それ以降は同じ。
- ◇事務にかかる経費
前記により算定した額の2. 45 %
- ◇広域圏組合が解散までに借り入れた地方債の償還に関する経費
解散前と同様とする。

■し尿の海洋投入に係る事務の委託について

し尿の海洋投入に係る事務について規約を定め、唐津市に委託することとしたものです。

○17年度以降の委託料

- ◇し尿の海洋投棄に関する経費
投入量のみで算定する。
- ◇事務にかかる経費
前記により算定した額の2. 45 %

■介護保険の要介護認定に係る事務の委託について

介護保険の要介護認定に係る事務について規約を定め、唐津市に委託することとしたものです。

○17年度以降の委託料

- ◇介護保険の要介護認定に関する経費
平等割 17 ～ 5 %
17年度から21年度まで年3 %の割合で減少する。それ以降は同じ。
- ◇人口割 63 ～ 75 %
17年度から21年度まで年3 %の割合で増加する。それ以降は同じ。
- ◇65歳以上の人口割 20 %
- ◇事務にかかる経費
前記により算定した額の12. 6 %

つぎの表は、今回委託することになった事務の中で元の唐津・東松浦広域市町村圏組合が行っていた事務を平成16年度の負担金を元に算出したものです。

この試算については、条件があり、平成16年度に支払う予定であった予算額をベースとして、例えば、電算処理の業務量、ゴミの処理量、し尿の海洋投棄量、人口、年齢構成などが変わらないものとして試算したものです。

この結果、平成21年度には、平成16年度と比べ、約17%増加し、金額では約3,100万円増えることとなります。

これは、あくまで試算でありますので、確定したものではありません。毎年度、唐津市と協議して決定します。

また、上場農業地域開発事業や肥前斎場の管理運営などは含みません。

委 託 料 の 試 算 表

(単位：千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
電 算 処 理	全 体 の 負 担 額	348,812	348,812	348,812	348,812	348,812	348,812
	玄 海 町 の 負 担 額	25,757	28,579	28,963	29,346	29,730	30,113
	H16に対する増加額		2,822	3,206	3,589	3,973	4,356
	H16に対する増加率		10.96%	12.45%	13.93%	15.42%	16.91%
ご み 処 理	全 体 の 負 担 額	1,015,291	1,015,291	1,015,291	1,015,291	1,015,291	1,015,291
	玄 海 町 の 負 担 額	34,737	36,307	37,876	39,445	41,014	42,583
	H16に対する増加額		1,570	3,139	4,708	6,277	7,846
	H16に対する増加率		4.52%	9.04%	13.55%	18.07%	22.59%
し 尿 海 洋 投 棄	全 体 の 負 担 額	115,344	115,344	115,344	115,344	115,344	115,344
	玄 海 町 の 負 担 額	24,326	24,326	24,326	24,326	24,326	24,326
	H16に対する増加額		0	0	0	0	0
	H16に対する増加率		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
消 防 事 務	全 体 の 負 担 額	1,575,094	1,575,094	1,575,094	1,575,094	1,575,094	1,575,094
	玄 海 町 の 負 担 額	87,077	91,514	95,951	100,389	104,826	104,826
	H16に対する増加額		4,437	8,874	13,312	17,749	17,749
	H16に対する増加率		5.10%	10.19%	15.29%	20.38%	20.38%
介 護 認 定	全 体 の 負 担 額	29,056	29,056	29,056	29,056	29,056	29,056
	玄 海 町 の 負 担 額	1,721	2,829	2,581	2,333	2,085	1,837
	H16に対する増加額		1,108	860	612	364	116
	H16に対する増加率		64.38%	49.97%	35.56%	21.15%	6.74%
事 務 費	全 体 の 負 担 額	82,829	78,497	78,497	78,497	78,497	78,497
	玄 海 町 の 負 担 額	4,059	4,784	4,910	5,035	5,160	5,303
	H16に対する増加額		725	851	976	1,101	1,244
	H16に対する増加率		17.86%	20.97%	24.05%	27.12%	30.65%
合 計	全 体 の 負 担 額	3,166,426	3,162,096	3,162,094	3,162,097	3,162,094	3,162,094
	玄 海 町 の 負 担 額	177,676	188,339	194,607	200,874	207,141	208,988
	H16に対する増加額		10,663	16,931	23,198	29,465	31,312
	H16に対する増加率		6.00%	9.53%	13.06%	16.58%	17.62%

平成17年4月から国民年金制度の一部が変わります

▼国民年金保険料 月額：13,300円 → 13,580円へ引き上げ(平成17年4月～)

保険料は、平成17年度から毎年度280円ずつ引き上げられ、最終的に平成29年度以降は月額16,900円で固定されます。

▼若年者納付猶予制度がスタートします。(平成17年4月～平成27年6月)

現在、学生でない若年者(30歳未満)の方で就職が困難な方や、失業中などで所得が低い方でも世帯主に収入があると、保険料が免除にならない場合があります。

新設される「若年者納付猶予制度」は、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件で保険料の納付が猶予されます。将来負担できるようになったときに保険料を追納できる制度です。

▼申請免除・学生納付特例制度の承認期間がさかのぼります。(平成17年4月～)

現在の制度では「申請した日の属する月の前月」以後の保険料の納付が免除されていましたが、それぞれの申請要件を満たしていても、申請が遅れると保険料を納めなければならない期間が生じていました。

そこで、未納になりがちなこの期間について、無年金・低年金の防止の観点から、申請免除・学生納付特例期間等のさかのぼり承認が行われます。

※「申請免除」→「申請した日の属する月の前月」となっている承認期間が「直前の7月」までさかのぼって承認されます。

※「学生免除」→「申請した日の属する月の前月」となっている承認期間が「直前の4月」までさかのぼって承認されます。

※「若年者納付猶予制度」(新設)も平成18年6月までの申請に限り、「平成17年4月」までさかのぼって承認されます。

▼国民年金第3号被保険者期間について、過去の届け出忘れを承認する特例ができます。(平成17年4月)

昭和61年から始まった国民年金第3号被保険者は、未届や届出が2年以上遅れたために未納期間が発生するケースが多く、平成6年改正では、特例で届出ができる期間が設けられ、届出により未納期間を納付済期間とする措置がとられましたが、その後も未届であったことがわかる事例が多く見られました。

今回の改正で、第3号被保険者のうち第3号被保険者に係る届出をしなかったことにより、保険料納付済期間に算入されない期間がある方は、届出により保険料納付済期間に算入されることになりました。

平成17年4月1日前の第3号被保険者期間については、届出により保険料算入期間に算入されます。

平成17年4月1日以後に第3号被保険者の届出が遅れた場合については、遅延理由にやむを得ない理由があると認められたときは、この届出を行うことができ、保険料算入期間に算入されます。



昨年7月の参院選業務に貢献した個人、団体の総務大臣表彰伝達式が1月20日に県庁であり、玄海町選挙管理委員会委員長藤尾實氏(※)に総務大臣表彰が伝達されました。

藤尾實氏は、平成2年から選挙管理委員として、また、平成8年から最高責任者として、数々の選挙にわたる選挙管理業務や投票率の向上、公正選挙の推進の成果が認められ、今回の受賞となりました。

受賞おめでとうございます。今後とも、ますますの活躍をお願いします。

総務大臣表彰

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息等が保護されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

預金等保護の姿

預金等の分類		平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置) Q1参照
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 Q2参照
外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外 Q3参照

Q1 決済用預金とはどのような預金ですか？

A1 決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもので、例えば、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。

Q2 預金保護の対象となっている預金等にはどのようなものがありますか？

A2 対象となっている預金等は以下のとおりです。

・当座預金 ・普通預金 ・別段預金 ・定期預金 ・通知預金 ・納税準備預金 ・貯蓄預金
 ・定期積金 ・掛金 ・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)
 ・金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る) ・上記を用いた積立・財形貯蓄商品
 (※) 詳しくは、各商品取扱いの金融機関にお問い合わせください。

決済用預金以外の保護対象預金等(一般預金等といいます。)は1金融機関1人当たり、合算して元本1,000万円までとその利息等(定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等を含みます。)が保護されます。なお、1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります。)。Q5及びQ7参照

Q3 預金保護の対象となっていない預金等にはどのようなものがありますか？

A3 対象となっていない預金等は以下のとおりです。

・外貨預金 ・他人、架空名義預金 ・譲渡性預金 ・オフショア預金 ・日本銀行からの預金
 ・金融機関からの預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除く) ・預金保険機構からの預金
 ・無記名預金 ・導入預金 ・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)
 ・金融債(保護預り専用商品以外のもの)

なお、保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります。)。Q6参照

Q4 保護される預金金額は、金融機関が合併したらどうなるのですか？

A4 平成15年4月以降に金融機関が合併等を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後1年間に限って、保護される預金等金額の範囲を、「預金者1人当たり1,000万円×合併等に関わった金融機関の数(例えば、2行合併の場合は、1,000万円×2=2,000万円)までとその利息」とする特例が設けられています。(仮に過去1年間に何度も合併等を行っている場合には、最後の合併等に関わった金融機関の数でこの特例の計算をします。)

※この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づき、当分の間の特例措置とされています。

Q5 「名寄せ」とはなんですか？

A5 一般預金等は1金融機関ごと預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されますが、破たん金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合、それらを合算して、預金保険で保護される預金等の総額(付保預金額といいます。)を算定します。これを「名寄せ」といいます。

Q6 家族名義や個人事業用の預金はどのように保護されますか？

A6 家族であっても、夫婦や親子はそれぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。

また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人事業用の預金は、同一人の預金等として合算されます。

Q7 預金保険制度の対象となる金融機関はどのようになっていますか？

A7 対象となる金融機関は次の通りです。

・銀行(日本国内に本店のあるもの) ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫 ・信金中央金庫
 ・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会

※上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です。

* 農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

(詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構【TEL03(3285)1272、ホームページ<http://www.sic.or.jp>】までお問い合わせ下さい。)

福岡財務支局 佐賀財務事務所 理財課

TEL 0952-32-7161

高齢者の交通事故防止

近年、交通事故による死者の数は減少傾向にあります。しかし、その中に占める六十五歳以上の高齢者の割合は増加しています。高齢者の交通事故の多くは、高齢者自身の意識と実際の運動能力や認識能力との違い、また、現在の交通事情への理解が不足していることなどにより起こっています。生活に必要不可欠な道路を、だれもが安全に移動できるようにするためには、地域に暮らすすべての人が、こうした高齢者の行動を理解することが大切です。

● 自宅から五百メートル以内で六割強が発生

平成十五年の調査によると、高齢者の交通事故死傷者のうち六割強は、自宅から五百メートル以内の場所で事故に遭っています。

高齢者は徒歩が主な移動手段です。加えて、自宅の周辺は長年暮らしている地域であることが多く、たとえ交通事情が変わっていてもそのことに気がつかず、警戒心も薄くなりがちです。

また、高齢者の中には自動車などの運転免許を持っておらず、交通標識やルールにあまり詳しくないという人も多くいます。

こうしたことから、交通量が増加しても、慣れている地元の道だと思つて横断歩道のないところを渡つたり、自分の家の前だからと周囲を確認せず道路を横断したりすることがあります。実際に、高齢者がかかわる交通事故死亡事故の六割強は、自宅から五百メートル以内で発生しています。

高齢者の事故が起る原因の一つに、こうした実際の交通事情と自分の意識に差があることがあげられます。

● 事故の一因は高齢者の意識と行動の差

視力や聴力、運動能力などは、年齢とともに衰えるものです。しかし、高齢者の中には、それらが若いときと変わらないと考えている人も少なくありません。特に、これまで交通事故などに遭つたことのない人の場合、「自分は大丈夫、事故に遭うことはない」と考えており、高齢者は道路での行動に自信を持っています。

しかし、こうした高齢者の意識と実際の運動能力などの差から、重大な交通事故が起こつているのです。

例えば、道を横断するとき、高齢者側からは車が迫っていることがちゃんと分かっているにもかかわらず、自身の歩く速度が思ったよりも遅くなっていることを理解しておらず、道路を渡りきることができないというケースも多く見られます。

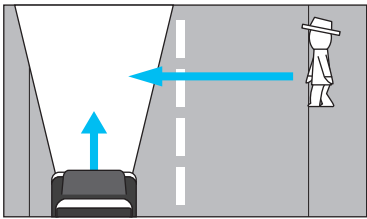
体の動きをコントロールする能力も低下しているため、素早く車をよけられなかったり、予想外に急に迫ってくる車に対して驚き、パニックで道路に立ち往生してしまつたりすることもあります。

また、高齢になるにつれて体を支える筋力は低下するため、高齢者の多くはうつむき加減で歩くようになります。その結果、視野も狭くなりがちで、近づいてくる車や自転車などの発見が遅れたり、自分との距離を正しく判断したりすることが難しくなります。

高齢者の交通事故の多くは、高齢者と周囲の人の双方が、高齢者の交通行動の特徴を理解し、互いに気遣うことで未然に防ぐことができるのです。

～ 横断事故で多いのは右からの横断 ～

高齢者と自動車の交通事故、特に夜間に多いのが、車から見て右からの高齢者の道路横断による事故です。高齢者は、車が来ることは分かっているにもかかわらず「まだ遠い、自分なら渡りきれる」と判断し、道路を横断し始めます。また、夜間の対向車線には車のライトが届きにくく、ドライバーからは、歩行者を発見するのが遅れがちになります。こうした要因が重なって、事故が発生しやすくなるのです。



夕方や夜の時間帯には、ドライバーや自転車などから見たときの歩行者は、昼間とは比べ物にならないほど見えにくくなります。いつもどおり、慣れた道を歩いていたとき、車や自転車とのすこいスピードですれ違ったことはありませんか。このとき、ドライバーからは歩行者が見えていない可能性があります。

夜間の交通事故を防ぐためには、ドライバーから見やすい服装を意識することが大切です。

特に白は光を反射しやすく、いつもの服装の上に、一枚白い服をはおることとでドライバーからは格段に見えやすくなります。

また、光を反射する反射材を靴や帽子につけたり、鞆などに反射材を使つたキーホルダーなどを取り付けたりすることも効果的。特に、高齢の方の多くは、黒や茶、灰色といった地味な色の服を着ることが多いため、注意が必要です。

歩行者とドライバーの双方が安全に過ごすためにも、こうした服装に心がけるようにしましょう。



保健師だより

結核予防法の一部が改正され(4月1日)、予防接種や健康診査の受け方が変わります。

結核は以前わが国最大の感染症でしたが、結核を取り巻く状況の変化に伴い、予防接種におけるツベルクリン反応検査の廃止、健康診査の実施等、見直しが行われました。

★若年者の発生率が低下し、高齢者やリスクが高い者中心の発生へ変化したため、結核健診(胸部X線撮影)の対象年齢(現在「15歳以上」)が65歳以上に引き上げられます。

★乳幼児結核の多くは、BCG接種をしていない者に発生しており、早い時期に接種することで高い予防効果が期待でき、さらに直接BCG接種をしても安全性について確認されているため、予防接種も下記のとおり変わります。

・BCG接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止し、直接BCGを接種することになります。

・対象年齢(現在「4歳未満」)が生後6ヶ月未満に引き下げられます。

生後3ヶ月から4歳未満で、まだ接種されていない方は、早めに受けることをお勧めします。



気をつけよう！結核！！

発生率が低下しているとはいえ結核は感染症です。結核が発生すると集団感染するおそれがあり、油断は禁物です。町で受けられる胸部X線撮影は65歳以上になりましたが、64歳未満の方は学校や職場の健康診査を必ず受けるようにしてください。

結核の感染・発病を防ぐには予防接種、早期発見、体力の保持が大切です。

- 栄養バランスのとれた食生活をしよう
- 疲労を避け、ストレス解消を心がけよう
- 2週間以上せきが続いたら早めの受診をしよう

その他、かぜの症状が長引く場合も、早めに医療機関で受診しましょう。

- 乳幼児の予防接種(BCG接種)は必ず受けよう

☆3月～4月の行事予定表

☆母子関係☆

詳しくは、役場町民課まで ☎52-2111 (内線242)

実施日(曜日)	種 別	受付時間	場 所	対 象 者
3月1・22日(火)	麻しん予防接種	13:00～13:20	堀田医院	H 9.9～16.3月生
3月2・16・30日(水)	三種混合予防接種	14:00～14:30	田淵医院	H 9.9～16.12月生
3月7・14・28日(月)	三種混合予防接種	13:00～13:20	堀田医院	H 9.9～16.12月生
3月9日(水)	ツベルクリン反応検査	14:00～14:30	役 場	H13.3～16.12月生
3月10・24日(木)	麻しん予防接種	14:00～14:30	田淵医院	H 9.9～16.3月生
3月11日(金)	判定及びBCG接種	13:30～14:00	役 場	3/9にツ反を受けた人
3月14日(月)	乳児相談	10:00～11:00	値賀分館	H16.12月生
3月15日(火)	育児サークル	10:00～11:00	あおば保育園	就学前の乳幼児と保護者
3月23日(水)	乳児健診	13:10～13:30	役 場	H16.4～9月生
4月11日(月)	乳児相談	10:00～11:00	役 場	H17.1月生
4月19日(火)	育児サークル	10:00～11:00	未 定	就学前の乳幼児と保護者
4月22日(金)	歯科教室 歯科健診	13:20～13:40	役 場	1歳～1歳5ヶ月
				2歳児、希望者
4月予定	BCG接種	13:10～13:30	値賀分館	～H16.10月生

春季火災予防運動週間 3月1日～7日

「火は消した？ いつも心に きいてみて」

- 火災原因の全国第1位はダントツで「放火!!」です。
※家の周りに燃えやすいものを置かないでください。
- 初期消火に消火器を備えましょう。
- 消火器などの購入や消防用施設の点検は、信用のある店で!!
※管内で悪質業者の訪問販売によるトラブルが発生しています。
- 天ぷらを揚げるときは、その場を離れないようにしましょう。
- 路上駐車は止めましょう!!
※消防車などの緊急走行や消火活動の妨げになります。
- 火入れ行為は事前に(3日前)消防署に届け出ましょう。
※風の強いとき、乾燥注意報が発令中のときは火入れをしないこと!!

◆唐津市消防本部 72-4149

交通事故の無料相談

- ◆相談日 月曜日～金曜日
- ◆時 間 9:00～17:00
専門の相談員が相談に応じます。
弁護士相談日(予約制、相談は無料、要面談)
毎週水曜日 13:00～16:00
※損害保険一般の相談も受け付けます。
佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル7階
佐賀自動車保険請求相談センター
TEL 0952-29-8768
※電話での相談も受け付けます。

ごぞんじですか? 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあったが、検察官がその事件を起訴してくれない。
このような不満をお持ちの方は、佐賀地方裁判所唐津支部内検察審査会に気軽に相談してください。
TEL 72-2138 裁判所内・検察審査会



◆受験資格

- ・18歳以上で、保有する技能に応じ53～55歳未満
- ・自衛官であった期間が1年未満である者

◆技能資格

医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士、栄養士、准看護師、歯科技工士、第1種情報処理技術者、総合無線通信士、陸上無線技術士、電気主任技術者 建築士、測量士、建築機械施工技士、四輪自動車整備士、二輪自動車整備士、ガソリン自動車整備士、ジーゼル自動車整備士、二輪自動車整備士など

◆試験日

4月16日(土)、17日(日)、18日(月)

◆試験内容

筆記試験(小論文)、個別面接、適性検査、身体検査

◆受験手続き

受験書類は自衛隊佐賀地方連絡部で取り扱っています。

詳しいことは自衛隊佐賀地方連絡部唐津出張所(72-8697)まで

さが社会保険センター唐津 受講生募集

さが社会保険センター唐津では、地域住民の皆様の健康づくりと生きがいのため各種講座を行っています。

◆健康づくり講座

ヘルスジム・プール・多目的ホールで77教室を行っています。

◆生きがいの講座

第1、第2教室・和室・アトリで121教室を行っています。

◆申込み・問い合わせ

さが保険センター唐津
TEL 74-8451

<http://web.people-i.ne.jp/~syahokaratsu/>

平成17年度 国税専門官募集

◆受験資格

- ・昭和53年4月2日～昭和59年4月1日生まれの者
- ・昭和59年4月2日以降に生まれの者で大学を卒業した者及び平成18年3月までに大学を卒業する見込みの者

◆試験の程度 大学卒業程度

◆受付期間

4月1日(金)～4月15日(金)

※申込書の提出はできるだけ郵送(配達記録郵便扱い)でお願いします。[4月15日(金)消印有効]

第1次試験 6月12日(日)

第2次試験 7月25日(月)～7月28日(木)のうち指定する日

申込みなどの詳細については

唐津税務署総務課

TEL 72-3141

福岡国税局 人事第二課

TEL 092-411-0031

(内線2117、2143)

<http://www.fukuoka.nta.go.jp/saiyoujyohou/kokuzeisenmonkan.htm>

平成17年度 予備自衛官補募集

《一般公募》

◆受付期間

4月8日(金)まで(締切日必着)

◆採用予定数

九州(西部方面隊管内)約35名
※他の地区の採用もあります。

◆受験資格

- ・18歳以上で34歳未満の者(平成17年7月1日現在)
- ・自衛官であった期間が1年未満である者

◆試験日

4月16日(土)、17日(日)、18日(月)

◆試験内容

筆記試験 国語、数学、社会など(択一式)、作文
個別面接、適性検査、身体検査

《技能公募》

◆受付期間

4月8日(金)まで(締切日必着)

◆採用予定数

九州(西部方面隊管内)約15名
※他の地区の採用もあります。

佐賀県立宇宙科学館からのお知らせ

春の企画展

「なんで？科学のクイズ展」

～体験・おどろき・発見・よろこび～

期 間：平成17年2月26日(土)

～平成17年5月15日(日)

内 容：今回の企画展では、科学に対する様々な“？”を解き明かしていきます。まずは、クイズボックスのクイズを読んで、展示されている装置を使ってクイズに答えてみよう！何問正解できるかな？

観覧料：入館料のみ

(大人500円、高校生300円、

小中学生200円、4歳以上100円)

プラネタリウム新番組

「しってる？星座ベストテン！」

期 間：平成17年2月26日(土)～

内 容：星座について、どのようなことを知っていますか？例えば、星座の大きさというのは、どのようにして決まっているのでしょうか？星々をつないだ線の長さで決まるわけではありません。それぞれの星座ごとに境界線があり、その境界線で囲まれた範囲の面積で大きさが決まります。星座について楽しく学んでみよう。

観覧料：大人500円、高校生300円、

小中学生200円、4歳以上100円

※別途、入館料が必要です。

※休館日：毎週月曜日

(但し、月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日が休館日。)

佐賀県立図書館の休館日が変わります

平成17年4月1日から県立図書館の休館日が月曜日から火曜日に変更になります。

町の人口

H17年1月末現在

男 3,452人
女 3,518人
合 計 6,970人
世帯数 1,946戸

石丸	中山	池田	古田	仮屋	山口	吉田
志緒梨	和正	真裕	奈愛	有喜	凌平	百伽
知弘	正人	友幸	弘志	勉	英樹	裕史
花の木	諸浦	中通	普恩寺	外津	大蘭	大蘭

赤ちゃん 保護者 地区名

17年 平成16年12月1日から平成17年1月31日までに出るが、あつたものです。

こんにちは赤ちゃん(敬称略)

確定申告と納税は正しくお早めに！

確定申告が始まります。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税に関する税務署窓口での相談や申告書の受付は次のとおりです。

◇ 所得税の確定申告 3月15日(火)まで

◇ 贈与税の申告 3月15日(火)まで

◇ 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告 3月31日(木)まで

これらの税は、あなた自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする申告納税制度をとっています。

所得金額や税額などは正しく計算し、申告と納税は期限内にお済ませください。

申告書を作成される際には「所得税の確定申告の手引き」などを参考にして、説明に従って記入していくと所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

確定申告でお分かりにならない点がありましたら、税務署などの相談会場で、申告書を作成される方のために記載方法などのアドバイスを行っていますので、申告に必要な書類等を準備して相談を受けてください。

例年、3月に入りますと、税務署などの窓口は大変混み合いますので、早めに申告書の提出をお願いします。

● 唐津税務署 TEL 72-3141

国税庁のホームページで
所得税の確定申告書の作成ができます

◇ 画面に基づき収入金額など必要項目を入力することにより、申告書が簡単に作成できます。

◇ ホームページは24時間利用できますので、ご都合のいい時に申告書の作成ができます。

◇ カラープリンタで手順に従ってA4サイズの普通紙に印刷すればできあがりです。

<http://www.nta.go.jp/h16/kakutei/index.htm>

佐賀県の最低賃金

佐賀県の最低賃金 606円

産業別には、

◇ 一般機械器具製造業 714円

◇ 電気機械器具製造業 673円

◇ 陶磁器・同関連製品製造業 621円

問い合わせは、佐賀労働局労働基準部賃金室(0952-32-7179)

ツルが来た!!

新聞によると二月十一日の朝、鹿児島県の出水平野で越冬していたツルの北帰行が始まったと報じられました。その日に飛び立ったツルはマナヅル四三九羽、ナベヅル四羽ということでした。

二月十一日に大串新田の田んぼにマナヅルが現れました。数にして二〇〇羽を超える数です。翌十二日には、飛び立ってしまい、約1日の短い滞在でした。これから、はるかシベリヤへの約二千キロの北帰行の始まりです。無事にたどり着くことができるよう祈るばかりです。

今年、出水平野で越冬していたツルは一一、八三九羽が確認されたといえます。出水平野は、世界でも数少ないツルの越冬地ですが、このことが、現在、危がされています。ツルが一方所に集まり過ぎるため、伝染病による絶滅の危険性や、周辺の農家の農作物被害が指摘されています。このような状況を解決するため、国は、越冬地の分散化計画として二〇一二年度をめぐりに西日本の十カ所に越冬地を整備し、約千羽の分散を目指しています。その一つが伊万里市の長浜千拓です。昨年は、約百羽のマナヅルが飛来し、五羽が越冬したとのことでした。

越冬地を整備するということは大変なことです。伊万里では、ツルを誘導するデコイと呼ばれる模型や鳴き声を出す音響装置を設置したり、えさをまいたり、干拓内を立ち入り禁止区域としたり、野犬の進入などツルのねぐらを脅かす外敵に対処するためには「寝ずの番」となることもあるとか。地元の愛好家の献身的なボランティアなくしては成り立たないようです。

また、越冬地を創出するだけでなく、これを農業に活かす取り組みをするところもあると聞きます。越冬地として、冬の間も田んぼに水を張りますが、これを利用した「循環型水田農業」です。

これは、田んぼに水を張り、従来の農法とは違って耕さない（不耕起水田）で行われます。不耕起水田では、耕すことがないため、落ちたモミが土の中へ隠されてしまうことが少なく、鳥たちにとっては耕す水田より食物を多くとることができ、さらにそこへ水を張ると、食物を水とともにとる水鳥にとっては絶好の採食環境ができるわけです。また、冬の間は乾いた田だらけの現在の水田の中に「オアシス」のような湿地が創り出され、休息場所としての価値も生まれることが期待できます。

飛んできた鳥たちはたくさんの糞を水田に残し、これは天然の肥料となり、水の張られた水田では、水田に残っている糞くずやイネ株の分解が進み、これは堆肥となり、ほとんど肥料をやらなくても水田耕作が可能となります。また、落ちたモミだけでなく土中の雑草の種子も食べてくれるので、除草効果も期待できます。このような環境保全型栽培米は、付加価値のついた米として高く販売することが可能となるなど、多くのメリットを得ることができると期待されているのです。

観光面においても、越冬地になれば、ツルが観光客を連れてきてくれます。出水平野では、ツルを見に来る観光客は年間約四〇万人で、同市の観光客の約六〇%を占めるといわれています。

マナヅルの羽ばたく姿が、このような農業や観光を想像させました。ツルの飛来は、このようなことができる可能性を示唆しているのではないのでしょうか。

